



鳥取県公報

平成 25 年 9 月 17 日 (火)
第 8 5 3 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土砂災害警戒区域の指定 (682) (治山砂防課) 2
	土砂災害警戒区域の名称の変更 (683) (〃) 2
	土砂災害警戒区域の図面の変更 (684) (〃) 2
	土砂災害特別警戒区域の指定 (685) (〃) 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (686) (西部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (687) (〃) 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (39) 5
◇ 公 告	平成25年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度 (追加募集 : 畜産・建築・機械)) の実施 (人事委員会事務局任用課) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 8
	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 10

告 示

鳥取県告示第682号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 3 土砂災害警戒区域の名称
左近（6）、清内谷（83）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第683号

平成20年鳥取県告示第511号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る土砂災害警戒区域の名称を次のとおり変更したので、告示する。

平成25年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	変更前	変更後
鳥取市	土石流	家の奥谷川（I-2-6-4-4）	家の奥川（I-2-6-4-4）
	急傾斜地の崩壊	東岡土居地区（I-232）	台山地区（I-232）
		浜湯山B地区（I-1239）	東岡土居地区（I-1239）

鳥取県告示第684号

平成20年鳥取県告示第511号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

へソ垣川（Ⅰ-2-6-4-1）、田の尻川（Ⅰ-2-6-4-2）、栗谷川（Ⅰ-2-6-4-3）、家の奥川（Ⅰ-2-6-4-4）、神子川（Ⅰ-2-6-4-5）、左近谷川（Ⅰ-2-6-4-6）、中谷川（Ⅰ-2-6-4-7）、ヤシキ川（Ⅰ-2-6-4-8）、南田川（Ⅰ-2-6-4-9）、下峠川（Ⅰ-2-6-4-10）、奥山川（Ⅰ-2-6-4-11）、小矢谷川（Ⅰ-2-6-4-12）、宮の奥川（Ⅰ-2-6-4-13）、高江川（Ⅰ-2-6-4-14）、浪花川（Ⅰ-2-6-4-15）、海士谷川（Ⅰ-2-6-4-16）、西海士谷川（Ⅰ-2-6-4-17）、山湯山川（Ⅰ-2-6-4-18）、清内谷川（Ⅰ-2-6-4-19）、久志羅上谷川（Ⅱ-2-6-4-2）、滝前川（Ⅱ-2-6-4-3）、屋敷川（Ⅱ-3-4-4-1）、岩戸地区（Ⅰ-205）、岩戸B地区（Ⅰ-206）、細川地区（Ⅰ-208）、青崎地区（Ⅰ-209）、屋敷地区（Ⅰ-211）、徳本地区（Ⅰ-212）、堂ノ前地区（Ⅰ-213）、蔵見地区（Ⅰ-214）、中蔵見地区（Ⅰ-215）、上前田地区（Ⅰ-217）、久志羅地区（Ⅰ-218）、屋敷松合地区（Ⅰ-219）、下左近地区（Ⅰ-220）、上左近地区（Ⅰ-221）、片手地区（Ⅰ-222）、喜多田地区（Ⅰ-223）、矢谷村地区（Ⅰ-224）、岡ノ谷地区（Ⅰ-225）、下屋敷地区（Ⅰ-226）、流山地区（Ⅰ-227）、県屋敷地区（Ⅰ-228）、宮ノ前地区（Ⅰ-229）、延屋敷地区（Ⅰ-230）、山土居地区（Ⅰ-231）、台山地区（Ⅰ-232）、浜湯山地区（Ⅰ-233）、細川B地区（Ⅰ-1238）、東岡土居地区（Ⅰ-1239）、湯山地区（Ⅰ-1240）、浪花地区（Ⅰ-1241）、八重原地区（Ⅰ-1242）、中地区（Ⅰ-1243）、左近地区（Ⅰ-1244）、蔵見B地区（Ⅰ-1245）、海士地区（Ⅱ-2140）、海士B地区（Ⅱ-2141）、浜湯山C地区（Ⅱ-2142）、湯山B地区（Ⅱ-2143）、湯山C地区（Ⅱ-2144）、湯山D地区（Ⅱ-2145）、箭溪地区（Ⅱ-2146）、箭溪B地区（Ⅱ-2147）、八重原B地区（Ⅱ-2148）、八重原C地区（Ⅱ-2149）、八重原D地区（Ⅱ-2150）、中B地区（Ⅱ-2152）、上野地区（Ⅱ-2153）、上野C地区（Ⅱ-2155）、清内谷地区（Ⅱ-2156）、清内谷B地区（Ⅱ-2157）

2 変更した年月日 平成25年9月17日

鳥取県告示第685号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

田の尻川（Ⅰ-2-6-4-2）、神子川（Ⅰ-2-6-4-5）、中谷川（Ⅰ-2-6-4-7）、南田川（Ⅰ-2-6-4-9）、下峠川（Ⅰ-2-6-4-10）、宮の奥川（Ⅰ-2-6-4-13）、海士谷川（Ⅰ-2-6-4-16）、山湯山川（Ⅰ-2-6-4-18）、清内谷川（Ⅰ-2-6-4-19）、久志羅上谷川（Ⅱ-2-6-4-2）、滝前川（Ⅱ-2-6-4-3）、屋敷川（Ⅱ-3-4-4-1）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

岩戸地区 (I-205)、岩戸B地区 (I-206)、細川地区 (I-208)、青崎地区 (I-209)、屋敷地区 (I-211)、徳本地区 (I-212)、堂ノ前地区 (I-213)、蔵見地区 (I-214)、中蔵見地区 (I-215)、上前田地区 (I-217)、久志羅地区 (I-218)、屋敷松合地区 (I-219)、下左近地区 (I-220)、上左近地区 (I-221)、片手地区 (I-222)、喜多田地区 (I-223)、矢谷村地区 (I-224)、岡ノ谷地区 (I-225)、下屋敷地区 (I-226)、流山地区 (I-227)、県屋敷地区 (I-228)、宮ノ前地区 (I-229)、延屋敷地区 (I-230)、山土居地区 (I-231)、台山地区 (I-232)、浜湯山地区 (I-233)、細川B地区 (I-1238)、東岡土居地区 (I-1239)、湯山地区 (I-1240)、浪花地区 (I-1241)、八重原地区 (I-1242)、中地区 (I-1243)、左近地区 (I-1244)、蔵見B地区 (I-1245)、海士地区 (II-2140)、海士B地区 (II-2141)、浜湯山C地区 (II-2142)、湯山B地区 (II-2143)、湯山C地区 (II-2144)、湯山D地区 (II-2145)、箭溪地区 (II-2146)、箭溪B地区 (II-2147)、八重原B地区 (II-2148)、八重原C地区 (II-2149)、八重原D地区 (II-2150)、中B地区 (II-2152)、上野地区 (II-2153)、上野C地区 (II-2155)、清内谷地区 (II-2156)、清内谷B地区 (II-2157)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第686号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年9月17日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社とんや	ヘルパーステーション翠のさと	米子市西福原七丁目4-1	平成25年9月11日	訪問介護

鳥取県告示第687号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年9月17日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社とんや	ヘルパーステーショ ン翠のさと	米子市西福原七丁 目 4-1	平成25年 9 月 11 日	介護予防訪問介護

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第39号

平成25年第9回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成25年 9 月 17 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成25年 9 月 24 日（火） 午後 2 時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県民参画基本条例等に基づく事務の委任について
 - (2) その他

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成26年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成25年 9 月 17 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

- 1 試験の名称
平成25年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度（追加募集：畜産・建築・機械））
- 2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類		採用予定者数
畜	産	2名程度
建	築	1名程度
機	械	1名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

- 3 対象となる職
知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表 1 級相当程度の職員の職
- 4 給与
この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額169,700円のほか諸手当が支給される。
- 5 受験資格
受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

- (1) 年齢要件等は、次のとおりであること。
 - ア 昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者
 - イ 平成4年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成26年3月31日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認めるもの
- (2) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成26年3月31日までに該当する見込みの者であること。
 - ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者
 - イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

（注）日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、論文試験及び適性検査

（注）論文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、論文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

(2) 試験期日

平成25年11月10日（日）

(3) 試験会場

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（集団討論及び個別面接）

(2) 試験期日

平成25年12月中旬（予定）

(3) 試験会場

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、論文試験又は適性検査を受験しなかった場合は、不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する論文試験と第2次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、論文試験、人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成25年11月29日（金）（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受

験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の 1 階屋内掲示板に掲示する。

なお、第 1 次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成 26 年 1 月上旬（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の 1 階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として 1 年間とする。

なお、採用は、原則として平成 26 年 4 月 1 日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎 1 階、八頭庁舎別館 1 階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部及び名古屋代表部において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1 つに限る。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）

により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成 25 年 10 月 4 日（金）午前 0 時から同月 16 日（水）午後 12 時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成 25 年 10 月 4 日（金）から同月 21 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成 25 年 10 月 21 日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 電話 0857-26-7553 電子メール jinji@pref.tottori.jp）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第 1 次試験の合格発表以降の日程は、予定であり、変更される場合があること。

- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

デジタルステレオカメラ・デジタル解析図化機貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

ア 借入物品の納入期限

平成26年3月31日

イ 借入物品の貸借期間及び保守期間

平成26年4月1日から平成32年3月31日までとする。

(5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のイの期間(72月)で月割りした1月当たりの単価(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

ア 調達案件に係る機器設定及び搬入設置に要する費用

イ (1)の物品に係る(4)のイの期間における貸借料(貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。)及び保守料の総額

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)に72を乗じて得た金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者貸借方式でそれぞれの役割を明確にした2者で次に掲げる要件を全て満たすもののうちの代表である者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成25年9月17日(火)から同年10月25日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成25年9月17日(火)から同年10月25日(金)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が医療・理化学機器類の光学機器、機械等（建物等以外）保守点検の計測・分析機器保守点検及びその他の賃借のその他であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとする場合は、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年10月9日（水）午後5時までに4の（2）の場所に提出すること。

オ （2）の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

（2） 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが（1）のアからウまでの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分が医療・理化学機器類の光学機器及び機械等（建物等以外）保守点検の計測・分析機器保守点検であり、他の1者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分がその他の賃借のその他であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとする場合は、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年10月9日（水）午後5時までに4の（2）の場所に提出すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

（1） 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（代）

（2） 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

（3） 入札説明書の交付方法

（1）の場所で平成25年9月17日（火）から同月27日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に（1）の担当部局へ電話により請求すること。

（4） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5） 入札及び開札の日時及び場所

平成25年10月25日（金）午後2時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月24日（木）午後5時までとする。）

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札者に要求される事項

（1） 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければなら

らない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年10月11日(金)午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額に72を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年9月17日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達内容

(1) 件名及び数量

医用画像情報システム 一式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(4) 納入期限

平成26年 3 月31日 (月)

(5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25年9月17日(火)から同年10月28日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。

(3) 平成25年9月17日(火)から同年10月28日(月)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発改良及びシステム等管理運営であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年10月1日(火)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じ速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院管財課

4 入札手続等

(1) 調達案件の仕様及び入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院医療情報管理室

電話 0858-22-8181 (内線3550)

電子メールアドレス kouseibyouin@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付

入札説明書その他の資料は、平成25年9月17日(火)から同年10月1日(火)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成25年9月17日(火)から同年10月1日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年10月28日（月）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）

イ 場所

鳥取県立厚生病院第3会議室（外来中央診療棟5階）（ただし、郵便等による入札書の送付先は、(1)のとおりとする。）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年10月8日（火）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに財務規程、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であるときは契約を解除することができる旨及びそれに該当することを理由に契約を解除するときは違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を本県に支払う旨を契約書に記載するものとする。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であるか鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）

イ 次に掲げる行為であることを知りながら当該行為を行った者

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務の下請等をさせること。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Picture Archiving and Communication System,
1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5 : 00 PM 8, October,
2013

(3) Date and time for the submission of tenders : 2 : 00 PM 28, October, 2013

Deadline for the submission of tender by registered mail : 12 : 00 AM 28, October, 2013

(4) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural
Kousei Hospital 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

TEL : 0858-22-8181